

REAL PARTNER



東尾張支部だより

令和3年度 No. 3 令和3年11月20日発行

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 東尾張支部

TEL:0561-52-6977 FAX:0561-52-6976

尾張旭市東大道町原田 2525-5 アスカ3F

MAIL: mail@higashiwari.com

東尾張支部



支部長挨拶

第1回県下統一研修会の報告

第2回支部企画研修会の報告

中間監査会の報告

第3回支部企画研修会・新年懇談会

無料相談日程

重要事項参考資料の一部改正

宅建士資格試験の報告

支部長挨拶

皆様こんにちは

新型コロナウイルスの感染状況は少し落ち着いてきましたが、皆様とお会いし安心して歓談できる日は、残念ながらもう少し先になるかと思われま

す。コロナ禍により事業が中止されることが多々ありましたが、役員一同《知恵を絞り今できることは何なのか》を考えて励んでおります。

コロナが収束し、皆様とお会いできる日を心待ちにして、これからも頑張ります！！



支部長 酒井 久義

報告 第1回県下統一研修会

受講期間 : 令和3年9月1日～9月15日

受講者総数 : 196 (Web受講 : 190、レポート提出 : 6)

正会員 : 174、準会員 : 17、その他従業員 : 5



報告 第2回支部企画研修会

令和3年9月24日（金） 開講 15:00～16:30 支部事務所

（受講形式：zoomによるweb研修）

※渋川福祉センターで開催予定でしたが緊急事態宣言により使用不可となり、支部事務所にて最小限の人数で開催

会場での受講者3名（正会員2、準会員1）+委員（5名）+支部長

Web受講者83名（正会員61、準会員10、その他12）

講演テーマ：「賃貸住宅管理業登録制度」について

講師：（一社）全国賃貸不動産管理業協会 愛知県支部 支部長 川尻 稔氏

◎ご参考ホームページ「賃貸不動産経営管理士」【<https://www.chintaikanrishi.jp/>】

◎研修会後アンケートよりご意見

- ・音声に問題有り（小さく聞き取りにくい、マイク位置等）
- ・内容が良かった
- ・zoom研修は良い 等



登録をしましょう！

支部研修会にいつもご参加ありがとうございます。

最近では、WEBでの研修が続いておりますがいかがでしょうか。

アンケートの結果の通り、やはり映像、音声やスケジュールにはさらに工夫が必要だと感じております。

少しでもスキルアップをして皆様のお役に立てるよう今後も頑張っておりますので、よろしくお願いたします。

公益事業委員会 委員長 伊藤 智成

報告 中間監査会

令和3年10月4日（月）支部事務所

出席者 監査（大野 祐治氏、深見 朗氏）、正副支部長

令和3年度前期の事業報告及び収支決算報告をし、大野氏と深見氏の厳正な監査の後、

適正であると承認されましたことを報告いたします。



予告

第3回支部企画研修会・新年懇談会

令和4年1月24日（月） ホテルプラザ勝川

受付 14:30～

研修会 15:00～4階「けやき」

懇談会 17:00～2階「さくら」

終了予定 18:30



講師：(株)サンコー / バリュー・プロモーション(株) 代表取締役 櫻山貴文氏

研修：「中小同族企業（ファミリービジネス）、何から始めるブランディング」
～ブランドならびにブランディングの概要を踏まえ、
ブランド戦略は経営そのものであるという観点から、アフターコロナの今こそ、
中小企業がブランディングに取り組むタイミングであることを、
その上で何から始めることが大切かをお伝えします～

◎コロナ禍の状況により、研修は zoom による web 研修となり、
懇談会は中止になる場合がございます。

令和3年度もコロナ禍の中、総会・各行事・研修会等どれもままならない状況でしたが、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言とまん延防止等重点措置、
飲食店に出されていた自粛要請も解除され、1年ぶりとなる新年懇談会を企画致しました。
会員相互の自由な意見交換とさらなる結束のため、
新年何かとご多忙中のこととは存じますが、ご参会くださいますようお願い申し上げます。

総務財政委員会 委員長 鈴木 伸

※懇談会について※

支部も会場側もできる限りのコロナ対策を準備いたしますが、
参加される皆様にも感染症対策として様々な制限をお願いしなければなりません。
今しばらくは従来通りの懇談会とはまいりませんが、
皆様の安心安全を第一に考えますと致し方ありません。
無理のないご判断をお願いいたします。



無料相談日程

尾張旭市役所南庁舎 2階 (市民相談室) 第1水曜日 13:00～16:00

瀬戸市役所 新庁舎 1階 (相談室) 第3木曜日 9:00～12:00

宅建協会本部 月曜日～金曜日 10:00～15:00 (12:00～13:00 休憩)

(来会並びに電話 (052-523-2103))

※上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により

日程が変更になる場合もあります。

重要事項参考資料の一部改正

重要事項参考資料の一部が令和3年9月25日に改正になりました。

「踏切道改良促進法」

会員マイページ内にもアップされております。

【会員マイページ>契約関係ツール

>売買 書式ダウンロード 重要事項説明書説明資料 踏切道改良促進法】

※書式が追加されています!

ご注意ください!※

報告 宅建士資格試験

令和3年10月17日(日)

今年の宅地建物取引士資格試験の会場は、名古屋大原学園4号館において名西支部と共に担当し、東尾張支部からは18名の会員の皆様にご協力頂きました。今年もコロナ禍の中での開催となりましたが、皆様のおかげで大きなトラブルも無く、無事に宅建士資格試験を終える事が出来ました。感謝申し上げます。また、来年もご協力の程、宜しくお願いします。

会員支援委員会 委員長 田島敬二

統括 伊藤 智成

兼任 安藤 圭介

本部員 川本 邦康、加藤 道雄

相談係 長谷川 英樹

監督員 川島 律子、萩原 千里、深見 朗、須田 陽介、金谷 隆助、田平 義郎、箕浦 雅仁、

市川 敦久、大島 清司、芥川 英彦、鈴木 文子、犬飼 憲爾、吉野 雄平

ご協力いただき有難うございました。

※※人員募集※※

広報誌もマンネリになってしまっはいけません!新しい方を大募集です。支部の行事や出来事など今まで見えてなかった発見が、できると思います。是非興味のある方はご一報ください。

編集後記

川島 律子

今回の紙面は1月の支部企画研修会の案内が出ております。久しぶりの行事ですが、このように又色々な活動・行事のお伝えが出来るといいなぁと思いながら作りました。

行政手続のデジタル化に向けた押印原則の廃止のための宅地建物取引業法施行規則等の改正について教えてください。

Q&A

宅地建物取引業の免許申請にあたり行政庁に提出する申請書等については、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、規則）等において定められている様式に押印欄が設けられていました。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、可能な限り人と人との接触を避けるため、テレワークやリモートワークといった働き方が浸透するなどの環境変化が生じる中で、各種手続における押印規制等の見直しの必要性が高まっていました。また、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、行政手続における抜本的な見直しのため、各府省において、恒久的な制度的対応として令和2年内に必要な検討を行い、法令等の改正を行うこととされており、行政庁に提出する申請書等の様式の押印欄についても対応を行うこととなりました。そこで、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）等が制定され、規則等において定められている、国民や事業者から行政庁に提出すべき書類の様式から押印欄を削る等の改正が行われました。

規則のうち、押印欄が削られる様式は、免許申請書（別記様式第1号）、宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（別記様式

第3号の2）、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（別記様式第3号の4）、廃業等届出書（別記様式第3号の5）、登録申請書（別記様式第5号）、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（別記様式第7号）、宅地建物取引士証交付申請書（別記様式第7号の2の2）、宅地建物取引士証書換え交付申請書（別記様式第7号の4）等になります。

なお、宅地建物取引業関係以外の法令に基づく手続につきましても、合わせて押印の見直しを行っており、民間から行政への手続における押印の99.4%が廃止又は廃止の方向となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令は、令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日より施行されております。

なお、当面の期間は、改正前の旧様式を使用することができるとされています。旧様式を使用する場合、新様式において押印が不要とされた様式については押印を省略することができることとなっています。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、行政庁への申請等を行う際、今回の改正を踏まえたご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。

〈文責：益塚真哉〉